

倶多楽火山防災協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、倶多楽火山防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置主体)

第2条 協議会は、北海道、登別市及び白老町（以下「設置主体」という。）が共同で設置する。

(目的)

第3条 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、倶多楽火山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 噴火シナリオ（噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示したものをいう。以下第3号において同じ。）に関する事項
- (2) 火山ハザードマップ（火山現象の影響範囲を地図上に表したものをいう。以下次号において同じ。）に関する事項
- (3) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップを基に火山活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「具体的な避難計画」に関する事項
- (5) 北海道防災会議が法第5条第1項各号に掲げる事項を定める際に行う同条第2項の規定による意見聴取に関する事項
- (6) 登別市又は白老町の防災会議が法第6条第1項各号に掲げる事項について定める際に行う同条第3項の規定による意見聴取に関する事項
- (7) 登別市及び白老町の区域内の住民、観光客並びに登山者への情報発信及び情報伝達に関する事項
- (8) 避難手段の確保及び道路管理者による避難経路の確保に関する事項
- (9) 火山活動等の情報の収集及び提供に関する事項
- (10) 火山噴火防災訓練の総合的な実施に関する事項

(1 1) 火山に対する知識の普及及び意識の啓発に関する事項

(1 2) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 5 条 協議会は、別表 1 に定める者（以下「委員」という。）で構成する。

2 協議会には、会長を置く。

3 会長は、登別市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 会長が倶多楽火山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道知事がその職務を行うものとする。

第 5 条の 2 別表 1 に掲げる学識経験者は、協議会の設置主体が協議の上、会長が委嘱する。

2 学識経験者の任期は最長 2 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ開催するものとする。

2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 委員は、会議に代理の者を出席させることができる。

4 会議は、委員（前項の規定による代理の者を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

6 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求めることができる。

7 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し臨時会議の開催を求めることができる。

(会長の専決処分)

第 7 条 会長は、会議を開催する時間的余裕のないとき、その他やむを得ない事由により会議を開催することができないときは、協議会が処理すべき事項のうち、緊急に決定を要する事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第 8 条 協議会には、協議会の所掌事項を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議は、別表 2 に定める機関等の実務者で構成する。

ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させることができる。

3 コアグループ会議には座長を置く。

4 座長は、登別市が務め、会務を総理する。

(専門部会)

第 9 条 会長は、協議会の所掌事項に係る個別事案を具体的に検討するため、関連する機関の実務者からなる専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部員やその他必要事項については、別に会長が定めるものとする。

3 専門部会は、個別事案の検討が終了したときは、解散するものとする。

(経費)

第 10 条 協議会の事務に要する経費は、設置主体の負担金その他の収入をもって充てる。

2 設置主体の負担金の額及び協議会に係る出納事務の方法は、別に協議し、会長がこれを定める。

(会計年度)

第 11 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務局は、登別市に置く。

2 第 5 条第 6 項の規定により会長の職務を北海道知事が行うときは、北海道に事務局を置く。

(雑則)

第 13 条 この規約に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

機 関 名	職 名
北海道	知 事
	胆振総合振興局長
登別市	市長
白老町	町長
札幌管区気象台	台長
室蘭地方気象台	台長
国土交通省北海道開発局	室蘭開発建設部長
陸上自衛隊	第 7 師団長
北海道警察本部	本部長
室蘭警察署	署長
苫小牧警察署	署長
登別市消防本部	消防長
白老町消防本部	消防長
学識経験者	
一般社団法人登別国際観光コンベンション協会	会長
一般社団法人白老観光協会	会長
一般財団法人自然公園財団登別支部	所長
北海道森林管理局後志森林管理署	署長
北海道森林管理局胆振東部森林管理署	署長
北海道環境局支笏洞爺国立公園管理事務所	所長
総務省北海道総合通信局	防災対策推進室長
国土地理院北海道地方測量部	部長
東日本高速道路株式会社北海道支社 北広島管理事務所	所長
室蘭海上保安部	部長
登別温泉旅館組合	組合長
登別温泉地区連合町内会	会長
N T T 東日本株式会社 北海道南支店苫小牧営業支店	営業支店長
国土交通省北海道開発局室蘭運輸支局	支局長

別表 2（第 8 条関係）

機 関 名	所 属 名 等
北 海 道	総 務 部 危 機 対 策 局 危 機 対 策 課
	胆 振 総 合 振 興 局 地 域 創 生 部 地 域 政 策 課
登 別 市	総 務 部 総 務 グ ル ー プ
白 老 町	総 務 課 危 機 管 理 室
札 幌 管 区 気 象 台	気 象 防 災 部
室 蘭 地 方 気 象 台	
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局	室 蘭 開 発 建 設 部 防 災 課
	室 蘭 開 発 建 設 部 治 水 課
学 識 経 験 者	